

静岡県告示第714号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年10月20日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月20日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
横川磐田線	磐田市藤上原字大道東208番の7から 磐田市平松掛下入作字中原2番の4まで	令和2年10月20日